

令和5年度給付奨学生採用候補者の自宅外月額交付に関する手続きについて

令和5年度大学等予約採用における給付奨学生採用候補者のうち、進学後に自宅外通学を予定している方は、進学届提出前に申請を行うことで初回振込月より自宅外月額の給付奨学金が交付されます。

進学届提出前に申請をする場合は、以下の内容を確認し、必要書類を提出してください。

【必要書類】

①令和5年度大学等奨学生採用候補者決定通知【進学先提出用】の表面のコピー *原本ではありません。

② [給付様式 35] 通学形態変更届 (自宅外通学) *必ず両面印刷で使用してください。

様式をダウンロードし、必要事項を記入して提出してください。

*提出の前に、チェックシートで不備等がないかよく確認してください。

③自宅外通学を証明する書類 (賃貸借契約書等のコピー)

*①～③の必要書類をすべて揃えて提出してください (郵送可)。

【提出先】

〒370-0801 群馬県高崎市上並榎町 1300 番地 高崎経済大学学生支援チーム

*窓口開設時間…8:45～17:30 (土日祝日、3月7日・8日・10日を除く)

【提出期限】

令和5年3月15日 (水) 必着

※申請に係る注意点※

- ・本学への入学が未確定の場合、進学届提出前に申請することはできません。
- ・上記期間に必要な書類を提出した場合でも、書類に不備等があり、提出期限までに不備が解消されない場合には、初回振込月より自宅外月額とはなりません。また、入学後に進学届を提出しない場合は、奨学金は振り込まれません。
- ・上記期限までに必要書類が提出できない場合は、入学後に進学届を提出してから申請してください。入学後に申請をした場合でも、「自宅外通学」を証明する書類の審査を受け、自宅外通学と認められた月まで遡って自宅外月額の支給を受けることができます。ただし、自宅外証明書類が速やかに提出されない場合や不備等がある場合には、自宅外通学開始月ではなく届出の属する月から自宅外月額への変更となる場合があります。

【お問い合わせ先】

高崎経済大学事務局

教育グループ学生支援チーム

TEL: 027-344-6262 (直通)